

～対象者は忘れずに申請してください～

臨時福祉給付金（経済対策分）申請書類受付中

問給付金専用ダイヤル☎（４３）１６７７

臨時福祉給付金（経済対策分）とは

消費税率の引き上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うまでの暫定的・臨時的な措置として支給する給付金です。

支給対象者

- 次の要件のすべてに該当する方が対象になります。
- ▶平成28年度の臨時福祉給付金支給対象者（平成28年度分市民税（均等割）が課税されていない方）
 - ▶平成28年1月1日において江田島市の住民基本台帳に登録されている方
- ただし、次に該当する方は支給対象外です。
- ・生活保護の被保護者
 - ・平成28年度市民税（均等割）が課税されている方の扶養親族等

支給額

支給対象者1人につき1万5千円（1回限り）で、申請書などを確認・審査し、原則として指定の口座に振り込みます。

申請期間

3月1日(水)～6月30日(金)

申請方法

支給対象となる可能性のある人には、2月下旬に申請書などを送付して3月1日から受け付けしています。申請書等は市役所社会福祉課および各支所窓口、または同封の返信用封筒で提出してください。

～4月分から変更となります～

各種手当額の改定

問社会福祉課☎（４３）１６３８

平成29年4月分から児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の手当額が改定されます。

	3月まで	4月から
全部支給	42,330円	42,290円
一部支給	42,320円 ～9,999円	42,280円 ～9,980円

特別児童扶養手当（月額）

	3月まで	4月から
1級	51,500円	51,450円
2級	34,300円	34,270円

特別障害者手当等（月額）

	3月まで	4月から
特別障害者手当	26,830円	26,810円
障害児福祉手当	14,600円	14,580円

～転入時の手続きをお忘れなく～

乳幼児等医療費助成制度

問保健医療課☎（４３）１６３９

子育て世代の負担軽減のため、小学校6年生までのお子さんに対し、乳幼児等医療費の助成制度があります。（所得制限があります）

新たに江田島市に転入し、該当されるお子さんのいる保護者の方は、必ず申請をしてください。

インターネットで「江田島市乳幼児」で検索をすれば、制度内容の確認と申請書のダウンロードができます。

▶提出書類

- ・申請書（押印が必要）
 - ・お子さんの保険証の写し
 - ・平成28年度の所得課税証明書（生計中心者のもの）
- ※お子さんが4月2日～6月1日生まれの方は、平成27・28年度が必要となります。

▶提出先 本庁・各支所等

※郵送での申請も可能です。

～転入・転出時や就職時などには必要です～

国保の届け出はお済みですか？

問保健医療課☎（４３）１６３９

国保（国民健康保険）は、病気やけがに備えて加入者のみなさんが保険税を出し合い、病院にかかるときの医療費にあてる助け合いの制度です。

国保に加入するとき、喪失するとき、家族に異動があったときは、必ず届け出をしてください。

届け出が遅れると、次のようなことが起こる可能性があります。

▶病院にかかる時に保険証がないと、医療費を窓口で全額支払わなければなりません。（後日、払い戻しの手続きが必要）

▶職場の健康保険に加入しているのに、誤って国民健康保険を使って病院にかかった場合、医療費を返還することになります。

▶職場の健康保険に加入しているのに国保を喪失する届け出をしていないと、国保と職場で健康保険料を二重に納めることになります。

こんなときは14日以内に届け出を！

（1）国保に加入するとき

こんなとき	届け出に必要なもの
江田島市に転入してきたとき	転出証明書、印鑑
職場の健康保険を喪失したとき	職場の健康保険の資格喪失証明書、または離職証明書などの退職日が確認できるもの、印鑑
家族の健康保険の被扶養者資格を喪失したとき	被扶養者の資格を喪失した証明書、印鑑
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
外国籍の人が転入するとき	在留カード、パスポート

（2）国保を喪失するとき

こんなとき	届け出に必要なもの
江田島市から転出するとき	保険証、印鑑
職場の健康保険に入ったとき	国保と加入した健康保険の両方の保険証、印鑑
家族の健康保険の被扶養者になったとき	
国保の被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、保険証、印鑑
外国籍の人が国保をやめるとき	保険証、在留カード、パスポート

（3）そのほかに届け出が必要なとき

こんなとき	届け出に必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証、印鑑
修学のため、江田島市から転出するとき	保険証、在学証明書等、印鑑
保険証をなくしたとき	印鑑

※届け出をする人によって、上記のほかに次のものが必要になります。

届け出をする人	届け出に必要なもの
①世帯主、同じ世帯の人	・届け出をする人の本人確認ができるもの（運転免許証など） ・世帯主と異動する人のマイナンバーが確認できるもの
②別世帯の人（代理で届け出）	・届け出をする人の本人確認ができるもの（運転免許証など） ・手続きを委任されたことがわかるもの（委任状）